

【秋田暮らし応援デジタル商品券交付事業】

参加要項（事業者向け）

秋田暮らし応援デジタル商品券交付事業事務局

令和8年7月31日

◆事業の趣旨

移住に伴う経済的な負担を軽減するため、秋田県内で使用可能なデジタル商品券（PayPay 商品券）を交付し、移住者の秋田暮らしを応援します。

1. 事業概要

- ①名 称 秋田暮らし応援デジタル商品券（以下、「商品券」という。）
 - ②発 行 者 秋田県（以下、「県」という。）
 - ③交付予定総額 473,100,000円
 - ④券 種 PayPay 商品券
 - ⑤対 象 世 帯 令和8年4月1日～令和10年3月31日までに A→KITA（あきた）登録※をしたうえで秋田県へ移住した世帯
 - ⑥交 付 基 本 額 子育て世帯／100万円
夫婦世帯（ともに39歳以下）／70万円
単身世帯（39歳以下）／50万円
その他世帯／10万円
※基本額に加え、条件に応じた加算あり
 - ⑦交 付 期 間 令和8年9月1日～令和11年9月30日
 - ⑧交 付 方 法 移住後2年間に渡って1年ごとに半額ずつ交付
 - ⑨商品券使用期間 令和8年9月1日～令和12年3月31日
- ※A→KITA（あきた）登録とは 県への移住を希望する方を対象とした登録制度。

2. 対象店舗

PayPay 決済が利用可能な店舗（以下、「PayPay 加盟店」という。）が対象となります。ただし、以下に該当する場合は対象外です。

- ①直近 60 日の間に PayPay 決済が無い店舗※
 - ②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に該当する店舗（ただし、第 1 項第 1 号～第 3 号に該当する事業者を除く）
 - ③金融商品取引業者
 - ④金融機関、信用協同組合、信用保証協会、信託会社、保険会社、生命保険会社、損害保険会社、仮想通貨交換業者
 - ⑤その他、本事業の目的、趣旨から適切でないと県が判断する店舗
- ※①に限り、店舗側が希望する際は、審査の上適正と認められる場合、対象とすることが可能です。希望される場合は事務局までご連絡ください。

3. 対象外取引

以下の取引については、対象店舗に該当する場合でも、本事業の対象外とします。

- ①インターネット販売等、実店舗外での決済（県内に実店舗を有する事業者が運営するものを除く）
- ②有価証券等、郵便切手類、印紙、証紙、物品切手等（商品券、プリペイドカード等）、交通乗車券、その他金券等の換金性の高いものの購入
- ③国税、地方税、国民保険料等の納付
- ④国及び地方自治体への支払い（公共施設等の使用料及び入場料等は除く。）
- ⑤保健医療や介護保険等の一部負担金（処方箋が必要な医薬品を含む。）
- ⑥風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で定める「性風俗関連特殊営業」及び当該営業に係る接客業務受託営業に係る支払い
- ⑦その他、本事業の目的、趣旨から適切でないと県が判断するもの

4. 参加店舗への協力依頼

本事業に参加する店舗は、以下の事項についてご協力をお願いします。

- ①事務局から配布される参加店舗であることを示すステッカーを、店舗の出入り口やレジ付近等、利用者にわかりやすい場所に掲示すること。
- ②実施アンケート等の調査に協力すること。
- ③そのほか、本事業の円滑な遂行にあたり県が必要と認めるものに協力すること。

5. 商品券使用期間中の新規参加

商品券の使用期間中に新たに PayPay 加盟店になった場合、審査の上、本事業の対象可否を決定しますので、別途の申請は不要です。

PayPay 非加盟店で本事業に参加されたい場合、まずは PayPay 決済環境を整える必要がありますので、PayPay 株式会社へご連絡ください。

6. その他

上記のほか、PayPay 決済に係る事項については、PayPay 株式会社が提示する利用規約やガイドラインに準拠します。

PayPay 株式会社 利用規約・ガイドライン <https://about.paypay.ne.jp/terms/>